

決 定 要 旨

被 審 人 (本 店) 札幌市中央区北一条西4丁目2番2号
札幌ノースプラザ11階
(商 号) RHインシグノ株式会社

上記被審人に対する平成24年度(判)第5号金融商品取引法(以下「法」という。)違反審判事件について、法185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1200万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年8月20日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年6月19日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別 紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実
法178条1項4号に該当

被審人は、北海道札幌市中央区北一条西4丁目2番2号札幌ノースプラザ11階に本店を置き、その発行する株式が札幌証券取引所に上場されていた会社（平成24年3月30日上場廃止）であるが、被審人は、北海道財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、四半期報告書、有価証券報告書の訂正報告書及び四半期報告書の訂正報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成21年 11月16日	第51期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年4月1日 ～平成21年9月30日 の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲274百万円であるところを▲7百万円と記載	・のれんの過大計上による損失の過少計上等
2	平成22年 2月12日	第51期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年4月1日 ～平成21年12月31日 の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲253百万円であるところを▲113千円と記載	・のれんの過大計上による損失の過少計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
3	平成22年 6月28日	第51期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成21年4月1日 ～平成22年3月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲265百万円であるところを64百万円と記載 連結当期純損益が▲483百万円であるところを116百万円と記載	・のれんの過大計上による損失の過少計上 ・営業投資有価証券評価損の過少計上 ・売上の過大計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が1,686百万円であるところを2,237百万円と記載	
4	平成22年 8月16日	第52期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年4月1日 ～平成22年6月30日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,603百万円であるところを2,172百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上等
5	平成22年 11月15日	第52期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年7月1日 ～平成22年9月30日 の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,466百万円であるところを2,029百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
6	平成23年 2月14日	第52期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年10月1日 ～平成22年12月31日 の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,373百万円であるところを1,928百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上等
7	平成22年 12月17日	第51期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書の訂正報告書	平成21年4月1日 ～平成22年3月31日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が1,686百万円であるところを2,304百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上等
8	平成22年 12月17日	第52期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書	平成22年4月1日 ～平成22年6月30日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,603百万円であるところを2,172百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上等
9	平成22年 12月17日	第52期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書	平成22年7月1日 ～平成22年9月30日 の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,466百万円であるところを2,029百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上等

(注) 金額は原則として百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2 法令の適用

1 の表に掲げる事実につき

番号 1 及び同 2

法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文、24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 3

法 172 条の 4 第 1 項本文、24 条 1 項

番号 7

法 172 条の 4 第 1 項本文、24 条の 2 第 1 項、7 条

番号 1、同 2、同 3 及び同 7 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 3 を適用する。

番号 4、同 5 及び同 6

法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文、24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 8 及び同 9

法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文、24 条の 4 の 7 第 4 項、7 条

番号 4、同 5、同 6、同 8 及び同 9 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 3 を適用する。

3 課徴金の計算の基礎

1 の表に掲げる事実につき

番号 1、同 2、同 3 及び同 7

法 172 条の 4 第 1 項本文及び 2 項前段の規定により、被審人の第 51 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 51 期第 2

四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第5 1期第3四半期報告書」という。)、同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(以下「第5 1期有価証券報告書」という。)及び第5 1期有価証券報告書に係る平成22年12月17日提出の訂正報告書(以下「第5 1期訂正報告書」という。)に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第5 1期第2四半期報告書	27,299円
第5 1期第3四半期報告書	32,659円
第5 1期有価証券報告書	27,289円
第5 1期訂正報告書	27,289円

が

6,000,000円

を超えないことから、

第5 1期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第5 1期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第5 1期有価証券報告書については、6,000,000円

第5 1期訂正報告書については、6,000,000円

となるが、第5 1期第2四半期報告書、第5 1期第3四半期報告書、第5 1期有価証券報告書及び第5 1期訂正報告書が、いずれも第5 1期事業年度に係るものであることから、法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第5 1期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000 + 6,000,000)$$

$$=1,000,000 \text{円}$$

第5 1期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000 + 6,000,000)$$

$$=1,000,000 \text{円}$$

第5 1期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 \div (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000 + 6,000,000)$$

$$=2,000,000 \text{ 円}$$

第5 1期訂正報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 \div (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000 + 6,000,000)$$

$$=2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

番号4、同5、同6、同8及び同9

法172条の4第2項前段、1項本文の規定により、被審人の第5 2期事業年度第1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第5 2期第1 四半期報告書」という。）、同事業年度第2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第5 2期第2 四半期報告書」という。）、同事業年度第3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第5 2期第3 四半期報告書」という。）、第5 2期第1 四半期報告書に係る平成22年12月17日提出の訂正報告書（以下「第5 2期第1 四半期訂正報告書」という。）及び第5 2期第2 四半期報告書に係る平成22年12月17日提出の訂正報告書（以下「第5 2期第2 四半期訂正報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第5 2期第1 四半期報告書	32,872 円
第5 2期第2 四半期報告書	29,994 円
第5 2期第3 四半期報告書	23,410 円
第5 2期第1 四半期訂正報告書	32,872 円
第5 2期第2 四半期訂正報告書	29,994 円

が

6,000,000 円

を超えないことから、

第5 2期第1 四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第5 2期第2 四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第5 2期第3 四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当

する額である 3,000,000 円

第 5 2 期第 1 四半期訂正報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 5 2 期第 2 四半期訂正報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

となるが、第 5 2 期第 1 四半期報告書、第 5 2 期第 2 四半期報告書、第 5 2 期第 3 四半期報告書、第 5 2 期第 1 四半期訂正報告書及び第 5 2 期第 2 四半期訂正報告書が、いずれも第 5 2 期事業年度に係るものであることから、法 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 3 の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 5 2 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第 5 2 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第 5 2 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第 5 2 期第 1 四半期訂正報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第 5 2 期第 2 四半期訂正報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

となる。